

# 平成26年第3回市議会定例会において可決された意見書

## 教育予算の拡充に関する意見書

平26. 9. 29 第3回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，内閣官房長官  
財務大臣，文部科学大臣  
総務大臣

平成23年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校1年生に導入された35人以下学級については、平成24年度、加配措置により小学校2年生まで拡充され、現在に至っています。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中学校及び高校の望ましい学級規模として26人～30人を挙げています。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的な定数改善が必要です。

子どもの学ぶ意欲・自主的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

よって、国におかれては、平成27年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

### 記

1. 少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 「手話言語法」の早期制定を求める意見書

平26. 9. 29 第3回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，文部科学大臣  
厚生労働大臣，総務大臣

手話とは、日本語を音声ではなく手、指、体などの動きや顔の表情によって伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使うろう者にとって、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務づけています。

よって、国におかれては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障害者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。